

平成28年1月14日
東北森林管理局

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所

岩手県一関市竹山町6番4号
株式会社 平野組

宮城県加美郡加美町赤塚37
丸か建設 株式会社

青森県弘前市大字高田1-10-12
富士建設 株式会社

2. 指名停止措置期間

平成28年1月14日から平成28年1月27日まで（2週間）

3. 指名停止措置の範囲

東北森林管理局管内

4. 事実概要：

別紙のとおり

5. 指名停止措置理由：

別紙のとおり

〈工事請負契約指名停止等措置要領の制定について〉

別表第1 当該部局の管轄区域内において生じた事故等に基づく措置基準

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 部局発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4ヶ月以内

問い合わせ先

東北森林管理局

秋田県秋田市中通5-9-16

総務企画部 経理課長 細田 雄一 電話018-836-2070

商号又は名称	住所	登録業種の区分、等級及び当該等級における順位	指名及び契約の実績	事実概要、指名停止措置理由
株式会社 平野組 代表取締役社長 須田 光宏	岩手県一関市 竹山町6番4号	建設工事 土木一式 B 建築一式 A	平成25年度 契約10件 平成26年度 契約3件	<p>事実概要 株式会社平野組が代表である、(株)平野組・丸か建設(株)・富士建設(株)亘理地区第十治山工事共同企業体と東北森林管理局長が締結した「亘理地区第十治山工事」において、平成27年8月1日、重機で山砂を敷ならず作業中、重機が山砂を乗り越えた際に運転していた作業者が重機の外に投げ出され、重機の下敷きとなる重大災害を発生させた。</p> <p>指名停止措置理由 上記のことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第1第7号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)に該当し、契約の相手方として不相当であると認められるため。</p>
丸か建設 株式会社 代表取締役 佐々木 浩章	宮城県加美郡 加美町赤塚37	建設工事 土木一式 B 建築一式 B	平成25年度 契約8件 平成26年度 契約8件	<p>事実概要 丸か建設株式会社が構成員である、(株)平野組・丸か建設(株)・富士建設(株)亘理地区第十治山工事共同企業体と東北森林管理局長が締結した「亘理地区第十治山工事」において、平成27年8月1日、重機で山砂を敷ならず作業中、重機が山砂を乗り越えた際に運転していた作業者が重機の外に投げ出され、重機の下敷きとなる重大災害を発生させた。</p> <p>指名停止措置理由 上記のことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第1第7号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)に該当し、契約の相手方として不相当であると認められるため。</p>
富士建設 株式会社 代表取締役 松下 覚	青森県弘前市大字高田 1-10-12	建設工事 土木一式 B 建築一式 D	平成25年度 契約2件 平成26年度 契約3件	<p>事実概要 富士建設株式会社が構成員である、(株)平野組・丸か建設(株)・富士建設(株)亘理地区第十治山工事共同企業体と東北森林管理局長が締結した「亘理地区第十治山工事」において、平成27年8月1日、重機で山砂を敷ならず作業中、重機が山砂を乗り越えた際に運転していた作業者が重機の外に投げ出され、重機の下敷きとなる重大災害を発生させた。</p> <p>指名停止措置理由 上記のことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第1第7号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)に該当し、契約の相手方として不相当であると認められるため。</p>